

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2023/11/06 号 (No. 546)

【ジェトロ北京事務所からのお知らせ】

2023年9月25日及び26日、国家知識産権局は、「商標登録の同日出願に関するガイドラン」及び「商標譲渡の手続に関するガイドライン」を公表した。各ガイドラインの概要は以下のとおり。

(1) 商標登録の同日出願に関するガイドラン

本ガイドラインは、同一又は類似の商標登録出願が、同日に行われた場合の審査規則及び手続に関する手引きであり、同日出願の出願人が、その登録可能性について合理的に予期できることを目的としている。

1. 先願主義の原則を採用しつつ、先使用の原則を従とすることから、同日出願があった場合、同日出願の出願人は、その商標の使用に関する証拠を提出し、先に使用していた証拠を提出できた出願人が、商標を出願する権利を取得する。
2. 実際の同日出願の手続は、三つの段階に分かれる。第一は、「使用証拠の提出」であり、同日出願の各出願人は、「商標登録の同日出願に関する使用証拠の追送通知書」の受領から30日以内に、出願前先使用を証明できる資料を提出する。有効な先使用の証拠を提出した出願人が、商標を出願する権利を取得し、それ以外の出願は拒絶される。
3. 第二は、「協議」であり、同日出願の各出願人は、「商標登録の同日出願に関する協議通知書」の受領から30日以内に、自発的に協議し、かつ、協議書の提出が可能となっている。この自発的な協議により商標登録を受ける出願人を定めることができた場合、当該出願人が商標を出願する権利を取得し、それ以外の出願は拒絶される。
4. 第三は、「くじ」であり、協議が不成立となった場合、「くじ」の実施となる。「商標登録の同日出願に関するくじ実施通知書」に明示された内容により、くじへの参加が義務付けられ、仮にくじに参加しない場合、出願は放棄されたものとなされる。
5. 同日出願の処理は、原則、上記のとおり、商標を出願する権利の帰属を確定するが、安定した先行登録商標がある場合、商標法第4条の悪意の出願に該当する等の一定の場合においては、先に、これらの事項について審査され、拒絶される。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/25/art_66_187777.html

(2) 商標譲渡の手続に関するガイドライン

本ガイドラインは、商標譲渡に関する法律の規定及び審査プロセスについての理解を促進するための手引きであり、商標譲渡は、譲渡人、譲受人双方の真の共同意思表示に基づいて発生し、合法的、自発的、公平及び信義誠実等の原則を順守しなければならない。

1. 同一又は類似の商標が譲渡によって異なる経営主体に帰属した場合、商品の出所の混同が生ずるおそれがあることから、商標譲渡人は、その商標の譲渡を行う際に、同一又は類似の商標を一括譲渡しなければならない。類似商標の判断に際しては、商標の知名度、識別性、指定商品又は指定役務の相違の程度、混同回避措置等が総合的に考慮される。

2. 商標譲渡行為による商品の出所混同に加え、悪影響を及ぼす状況が回避されることを要する。その事例として、①特殊な意味を有する商標の譲渡であって、その譲渡によって社会の公共利益や公序良俗に悪影響を及ぼす場合、②多数の登録商標を有し、かつ、多数の商標譲渡が存在し、加えて正当な理由なく商標の使用証拠を提出できない場合等がある。
3. 登録商標の譲渡に内在するリスクが複数紹介されている。例えば、商標登録を出願し、登録を受けた行為が、使用を目的としない悪意の商標出願に該当する場合、同商標を譲り受けた第三者（譲受人）が使用の意思を有していたとしても、譲渡人の出願行為に起因して商標法第4条により、無効とされるおそれがある。
4. 別のリスクとしては、商標許諾登録に関する司法解釈に関するものであり、「登録商標の譲渡は、譲渡前にすでに発生した商標使用許諾契約書の効力に影響しない。ただし、商標使用許諾契約書に特別な約定がある場合を除く。」との規定を踏まえ、譲渡を受ける商標に関する商標許諾の種類や登録状況について確認する必要がある。

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202309/content_6906370.htm

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ北京事務所 知的財産権部

電話：+86-10-6528 - 2781

E-mail：pcb-ip@jetro.go.jp

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、「商標代理信用評価管理弁法」で意見を募集(国家知識産権網 2023年10月27日)

○ 中央政府の動き

1. 独占禁止法の執行強化に向け、国家市場監督管理総局と北京知識産権法院が連携(国家市場監督管理総局公式サイト 2023年11月1日)
2. 国家知識産権局申局長とバーレーン王国商工大臣が会談(国家知識産権網 2023年11月1日)
3. 中国、一帯一路における国際科学技術協力ネットワークの拡大を発表(中国政府網 2023年10月31日)
4. 第15回BRICS知的財産長官会合がオンラインで開催(国家知識産権網 2023年10月29日)
5. 国家知識産権局、地方での知的財産権保護活動の実地監査を開始(中国政府網 2023年10月28日)
6. 中国、外資系企業の知財保護を強化＝特許転化運用方案を発表(中国政府網 2023年10月26日)
7. 中国、大学と研究機関の特許活用を促進へ 2025年までの行動方針を発表(中国政府網 2023年10月26日)
8. 中国と日本、特許審査ハイウェイの試行期間を2028年まで延長(国家知識産権網 2023年10月26日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 山東省、データ知的財産権の登録管理規則を公表(国家知識産権戦略網 2023年10月27日)

【華南地域】

2. 深センで新エネルギー（燃料電池）産業専利導航プロジェクト成果発表会が開催(中国知識産権資訊網 2023年11月1日)

3. 海南省、知的財産権発展の促進を目指す新規定を公布(海南省人民政府公式サイト 2023年10月27日)

○ 司法関連の動き

1. 最高人民法院、広東香港澳門の全面的協力をサポートする「意見」を公表(中国保護知識産権網 2023年10月30日)

2. 知的財産法廷の規定改正、11月施行＝最高人民法院(中国法院網 2023年10月27日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 四川と重慶の3地域、観光地を中心に知的財産権の共同法執行を強化(中国保護知識産権網 2023年10月25日)

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

1. 8割以上の外資系企業、中国のビジネス環境を「満足またはそれ以上」と評価(中国政府網 2023年10月31日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国の中央企業、121.6万件の専利を保有＝特許4割強(中国保護知識産権網 2023年10月30日)

○ その他知財関連

1. 中国、「一帯一路」科学技術交流大会を初開催へ(中国政府網 2023年10月30日)

2. 中央広播電視総台、世界知的所有権機関と協力意向書に調印(中国保護知識産権網 2023年10月27日)

3. 全国弁護士協会の知財専門委員会が深センで業務交流会を開催(中国保護知識産権網 2023年10月27日)

=====

●ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、「商標代理信用評価管理弁法」で意見を募集★★★

10月27日、知的財産権代理業務における法律法規の違反や信用喪失行為の取り締まり強化と、代理業者の信用に対する監視管理手段の総合的な運用、知的財産権代理に対する監視管理活動の強化、代理業界の健全的で秩序ある発展を促進する長期体制の整備などを目的とした「商標代理信用評価管理弁法」の意見募集稿が、中国国家知識産権局（CNIPA）のホームページで公表された。CNIPAはこの意見募集稿について、一般ユーザーからのパブリックコメントを募集している。

募集は11月3日まで。意見などの提出方法は以下の通り。

▽電子メール dailiguanli@cnipa.gov.cn

▽ファックス 010-62083094

▽書簡 北京市海淀区西土城路6号 国家知識産権局運用促進司服務業發展と監管処 〒100088

(出典：国家知識産権網 2023年10月27日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/27/art_75_188279.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 独占禁止法の執行強化に向け、国家市場監督管理総局と北京知識産権法院が連携★★★

国家市場監督管理総局と北京知識産権法院（知的財産裁判所）は、11月1日に独占禁止法に関する行政法執行と司法の一体化を図るための連携メカニズムに関する座談会を実施した。この会合は、公平な競争を促し、経済の安定かつ健全な発展を確保し、全国統一大市場の構築を目指す重要なステップと位置づけられている。

会議で両機関は、独占禁止法の効果的な執行が、公正かつ予測可能なビジネス環境の確立において中心的な役割を果たすとの認識で一致した。さらに、双方は定期的なコミュニケーションと情報共有の枠組みを整え、事件の通報、調査、証拠収集に関する協力を強化することで合意した。典型的な事件に関する意見交換会を開催し、職員の専門技術研修を充実させることで、行政と司法の両面からの独占禁止活動の質と効果を向上させる方針である。

この新しい連携メカニズムは、行政法執行と民事司法の協力を通じて、独占禁止法の執行力を高めると同時に、公正で透明な市場環境の構築に貢献すると期待されている。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2023年11月1日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2023/art_a927b3c7c6d040feac10acf633a782db.html

★★★2. 国家知識産権局申局長とバーレーン王国商工大臣が会談★★★

先日、中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長が北京で、同局を訪れたバーレーン王国のファハロ商工大臣と会談を行った。両氏はCNIPAとバーレーン商工省の「知的財産権分野における協力覚書」と「特許審査ハイウェイプログラムに関する協力覚書」に調印した。

申局長は、二つの覚書の締結について、中国と湾岸協力理事会（GCC）及びその加盟国との知的財産権協力のさらなる拡大を示すものだとし、今後は「一帯一路」や2国間の枠組みの下で交流、協力を強化し、両国の知的財産権の発展を共に推し進めていきたいと語った。

ファハロ大臣は、中国の「一帯一路」共同建設イニシアチブとバーレーンの「2030 エコノミービジョン」は高度に合致するもので、中国側の経験を学び、双方の実務的協力を強化し、互惠・ウィンウィンを実現したいとの期待を表した。

(出典：国家知識産権網 2023 年 11 月 1 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/11/1/art_53_188377.html

★★★3. 中国、一帯一路における国際科学技術協力ネットワークの拡大を発表★★★

10 月 30 日、國務院新聞弁公室が開催した「一帯一路」科学技術交流に関する記者会見にて、科学技術部の張広軍副部長は、中国が 80 以上の「一帯一路」イニシアチブに参加する国との間に政府間科学技術協力協定に調印し、幅広いレベルでの科学技術協力ネットワークの構築に成功したと明らかにした。

張副部長は、科学研究能力の共同向上を目指し、複数の合同研究計画を実施しており、農業、医療、情報通信、新エネルギー、基礎研究など、多岐にわたる分野で 50 以上の一帯一路共同実験室の設立に至ったことを報告した。

さらに、産業発展に関する共同サポートの観点から、中国は科学技術パークの協力強化や多分野の技術実用化を各国と共に推進しており、特に ASEAN、アラブ諸国、アフリカなどの地域向けに 9 つのグローバル技術実用化センターを構築し、技術の実用化を通じた産業の高度化への貢献を強調した。

また、張副部長は将来の展望に言及し、「一帯一路科学技術イノベーション行動計画のさらなる実施によって、開放とイノベーションを通じた協力を深め、関連する国と共に開発の新道を探求し、より開放的かつ包摂的な国際科学技術協力・交流の促進を目指す」との期待を表明した。

(出典：中国政府網 2023 年 10 月 31 日)

https://www.gov.cn/govweb/lianbo/fabu/202311/content_6913107.htm

★★★4. 第 15 回 BRICS 知的財産長官会合がオンラインで開催★★★

第 15 回 BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）知的財産長官会合がオンライン形式で実施され、中国をはじめとする各国の知的財産権担当機関のリーダーたちが参加した。この会合では、南アフリカ企業及び知的財産委員会のヴォラー長官が議長を務め、グローバルな知的財産権エコシステムの強化を目指す BRICS 国の協力体制が議論された。

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は会合で、今年 8 月に開催された BRICS 首脳第 15 回会合における「ヨハネスブルグ宣言」に触れ、その宣言が BRICS 国間の協力における戦略的な指針を示したと強調した。申局長は、宣言の精神に則り、持続可能なグローバル知的財産権エコシステムの構築へ向けて、BRICS 国が一層力を合わせるべきだと呼びかけた。

会合では、情報技術交流会の開催や商標・意匠分野での協力計画など、各協力分野での進捗状況が報告され、今後の活動の方向性について意見交換が行われた。このほか、新たな協力提案も認可され、BRICS 国間の知的財産に関する連携強化が確認された。

(出典：国家知識産権網 2023年10月29日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/29/art_53_188297.html

★★★5. 国家知識産権局、地方での知的財産権保護活動の実地監査を開始★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は、中央宣伝部や国家市場監督管理総局と連携し、黒竜江省、吉林省、新疆ウイグル自治区などの地方で2023年の知的財産権保護活動の実地監査をスタートさせたことを発表した。

今回の監査は、各地域における知的財産権保護活動の組織、資源の配分、および重点活動の推進状況などを検証することを目的としている。監査グループは、報告の収集や文書資料の確認、潜入調査、そして特定部門のサンプル調査など、多様な手法を用いて実施状況の確認を行い、問題点を特定し、改善提案を行った。

さらに、監査期間中、特設された苦情電話や WeChat のミニプログラム「知的財産権保護関連情報提供掲示板」を通じて、企業や市民からの情報提供や苦情を受け付けている。これは、社会的な監視機能を強化し、知的財産権保護に関する市民の関心や懸念に迅速に対応するための取り組みである。

この監査により、中国全体での知的財産権保護活動の質と効果を一層向上させることを目指している。

(出典：中国政府網 2023年10月28日)

https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202310/content_6912675.htm

★★★6. 中国、外資系企業の知財保護を強化＝特許転化運用方案を発表★★★

中国国务院弁公庁が先日「特許転化運用特別行動方案(2023～2025年)」を発表したことを受けて、中国国家知識産権局（CNIPA）は10月26日、記者会見を開催した。この会見で申長雨局長は、近年の中国政府の取り組みについて触れ、「外資系企業の知的財産権を法に基づき厳格に保護し、公平な競争環境を築くことによって、多くの外資系企業が中国で特許の取得や活用により乗り出している」と語った。

申局長は会見で、新たな「方案」についての詳細と方針を紹介した。特に「方案」において、海外の特許権者や外資系企業による中国国内での特許技術の運用を平等互恵の原則の下で奨励する方針が明確にされていることを強調した。これは、中国が一層の開放的かつ公平なビジネス環境の構築に向けた姿勢を明確に示していると語った。

また、外資系企業の知的財産権に関するニーズや懸念に対して迅速に応じるため、CNIPA は今後、関連部門と連携し、外資系企業とのコミュニケーションを強化するメカニズムの構築や産業界との対話の充実を進めていく方針が示され、さらに、世界各国との特許技術交流や協力を推し進め、特許技術の取引や活用をさらに促進する方針も示された。

この動きは、中国が更なる外資導入と国際的な協力の拡大を目指していることを示すもので、多くの関心が集まることが予想される。

(出典：中国政府網 2023年10月26日)

https://www.gov.cn/xinwen/jdzc/202310/content_6912274.htm

★★★7. 中国、大学と研究機関の特許活用を促進へ 2025年までの行動方針を発表★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）の申長雨局長は26日、国務院の定例記者会見で、中国国内の大学と科学研究機関が保有する特許の活用促進に向けた新方針を明らかにした。この取り組みは、「特許転化運用特別行動方案（2023—2025年）」の一環として行われることになる。

国務院弁公庁が最近公表した特許の転化・運用の活性化に関する「行動方案」では、2025年までの主要な目標として、「高価値特許の産業化を進める」と「大学および科学研究機関の特許産業化率を顕著に向上させる」ことが挙げられている。

申長雨局長の発表によると、2023年9月時点での全国の大学が保有する有効特許は76万7000件、科学研究機関の保有特許は22万件で、これは国内の特許総数の25.3%、すなわち4分の1を占める。さらに、2022年には、大学と科学研究機関から中小企業への特許譲渡やライセンスは2万9000回に達し、2020年と比べて60.2%の増加となっている。

CNIPAの今後の方針として、2025年末までに、大学や科学研究機関が保有する未活用の有効特許を全面的に整理し、市場価値の高い特許を選定することを、大学や科学研究機関と協力して進めていくとしている。そして、選定された特許を産業分野別に整理し、それを適した企業に推薦する。企業からは、特許の実用化の可能性や技術改善の要望などのフィードバックが求められる。

さらに、CNIPAは、大学や科学研究機関の高価値特許に対して、さまざまな政策支援や質の高いサービスを提供することで、特許の効率的な活用を後押しすることを目指している。

(出典：中国政府網 2023年10月26日)

https://www.gov.cn/zhengce/202310/content_6912127.htm

★★★8. 中国と日本、特許審査ハイウェイの試行期間を2028年まで延長★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）と日本国特許庁（JPO）は、両国間の特許審査の迅速化を図る特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムの期間を、2023年11月1日からさらに五年間延長することに合意した。この延長により、新たな試行期間は2028年10月31日までとなる。

PPHプログラムは、各国・地域間における特許審査の迅速化の枠組みとして、先行技術調査の結果を互いに共有し、それに基づいて各国の特許審査を迅速に進めることを目的としている。これにより、特許の早期権利化を実現し、経済活動の促進に貢献することが期待されている。

CNIPAは2011年11月にPPH試行プログラムをスタートし、その有効性が認められて以来、世界31カ国及び地域の特許審査機関との間でPPH協力協定を締結してきた。日本との間では、特許審査の高速化と効率化に大きく寄与しており、双方の企業にとって大きなメリットとなっている。

延長される試行プログラムの参加要件と手続きに変更はなく、これまでの中日PPHガイドラインが適用されるため、利用者は現行のシステムを引き続き利用可能である。

(出典：国家知識産権網 2023年10月26日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/10/26/art_53_188252.html

○ 地方政府の動き

【華東地域】

★★★1. 山東省、データ知的財産権の登録管理規則を発表★★★

山東省の市場監督管理局、ネットワーク安全・情報化委員会弁公室、高級人民法院、発展改革委員会、工業・情報化庁、そしてビッグデータ局の6部門が共同で発布した「山東省データ知的財産権登録管理規則（試行）」は、10月16日より正式に施行された。

この新規則は、データ知的財産権の登録に関する主要な手続きや内容を定めており、データの知的財産権の登録、保護、利用に関する基本的な枠組みを提供するものである。特に、登録証明書がその権利の保有や行使に関する初歩的な証明効力を持つことが明記されており、データ知的財産権の登録の制度的基盤を強化することができた。

山東省は、データ知的財産権登録の専用プラットフォームを既に構築している。このプラットフォームには現在、91社の企業が実名で登録され、150件のデータ知的財産権の預託公証が取得されており、6件の登録証明書が発行されている。さらに、1件のデータ知的財産権の質権設定が行われ、その証明書を担保にして1000万元の融資が成功したケースも報告されている。

(出典：国家知識産権戦略網 2023年10月27日)

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=54686>

【華南地域】

★★★2. 深センで新エネルギー（燃料電池）産業専利導航プロジェクト成果発表会が開催★★★

10月31日、深セン市市場監督管理局（深セン市知識産権局）の指導の下、新エネルギー（燃料電池）産業専利導航プロジェクト成果発表会が深センで開催された。

発表された研究成果は、専利（特許、実用新案、意匠）のポートフォリオや競争構造、産業構造、重点技術などの側面から、深セン市の新エネルギー燃料電池産業が直面しているボトルネック問題とコア技術を取りまとめた上で、産業成長に向けたアドバイスを提供した。

市場監督管理局の関係者によると、深センは今後、専利導航成果の運用と普及を強化し、コア技術の知的財産権問題に焦点を絞り、高価値な特許の育成を展開する方針である。

発表会の後、「専利導航と専利情報活用」「専利ポートフォリオと高価値特許の育成」「高品質特許文書作成実務」という3つのテーマをめぐって2回の公益研修クラスが実施された。

(出典：中国知識産権资讯网 2023年11月1日)

http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=138770

★★★3. 海南省、知的財産権発展の促進を目指す新規定を公布★★★

海南省政府は最近、知的財産権の創造、運用、保護、管理、サービスの促進を目的とした「海南省知的財産権発展促進に関する若干規定（2023年改訂）」を発表した。この新たな規定は2023年12月1日から正式に施行されることとなる。

この「若干規定」は、地理的表示（GI）製品の保護と運用を強化し、植物新品種の普及化と実用化を後押しする方針を示している。さらに、地元の企業が持つ特許技術を国際標準や国家標準、業界標準に転化する取り組みを奨励するという。金融や融資保証機関には、知的財産権を活用した融資や保証のサービス提供を推進する方針が示されている。特に、知的財産権の証券化に成功した機関には、最大で1項目あたり50万元の奨励金が支給されることとなる。

また、教育面では、小中学校での知的財産権教育の普及を促進する内容が盛り込まれており、国家や省の知的財産権教育の試行・模範として認定された学校は報奨されることとなっている。

(出典：海南省人民政府公式サイト 2023年10月27日)

<https://www.hainan.gov.cn/hainan/szfwj/202310/bc1c17c6a7104d9ba9481a43fe852052.shtml?ddtab=true>

○ 司法関連の動き

★★★1. 最高人民法院、広東香港澳門の全面的協力をサポートする「意見」を発表★★★

最高人民法院は10月23日、広州南沙が展開する世界に向けた粵港澳（広東・香港・澳門）全面的協力の深化に対して、司法の観点から支援を提供する旨の「意見」を公表した。この「意見」の中では、最高人民法院は粵港澳大湾区（広東香港澳門グレーターベイエリア）の法治整備における裁判所のリードする役割を強調し、香港、澳門の司法規則との連携を一層強化することを表明した。

「意見」によると、司法交流と協力を高めることで、大湾区内の法的環境をより一層整え、イノベーション産業協力の拠点としての機能を促進しようとしている。具体的には、イノベーションとその成果転化に関する司法の支援や、知的財産権の保護強化、外国及び香港・澳門に関連する裁判体制と紛争解決体制の整備、国際司法交流の拡大など、多岐にわたる施策が提案されている。

特に、研究開発成果の知的財産に関しては、その保護を一段と強化し、各市場主体の権利が平等に守られるよう呼びかけている。これにより、技術革新の活性化とビジネス環境の最適化が司法システムによって後押しされることが期待される。

「意見」の発表は、大湾区が国際的なイノベーションの中心地としての地位を確立する上で、重要な一歩となる。

(出典：中国保護知識産権網 2023年10月30日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202310/1982108.html>

★★★2. 知的財産法廷の規定改正、11月施行＝最高人民法院★★★

中国の最高人民法院裁判委員会は10月16日、知的財産法廷の手続きを強化する「知的財産法廷の若干の問題に関する最高人民法院の規定」の改正案を採択した。この新規定は2023年11月1日より施行される。

改正により、知的財産法廷が担当する事件の範囲が再定義され、法的手続きの適用範囲が明確化された。特筆すべき点は、新たに追加された「第4条」によって、知的財産権に関連する事件の審理において、当事者に対し、権利の帰属や侵害、権利取得状況などの情報の開示を要求することができるようになったことである。さらに、当事者が情報開示を拒否した場合、その行為が誠実信用原則に反

しているか、権利の濫用を構成しているかどうかを裁判所が判断する際の考慮要素として使用できると規定している。これにより、知的財産権の保護と適正な利用が、より厳格に規制されることとなる。

(出典：中国法院網 2023 年 10 月 27 日)

<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/416012.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 四川と重慶の3地域、観光地を中心に知的財産権の共同法執行を強化★★★

重慶市渝中区、四川省成都市青羊区、および宜賓市の市場監督管理局は、知的財産権の共同法執行を実施したことを発表した。これは「四川重慶知的財産権重点保護リスト」に組み入れられたブランド商品の検査強化を目的としており、特に各地域の主要観光地及びその周辺の店舗を検査の焦点とした。

法執行の際、各店舗での登録商標や地理的表示(GI)専用標識の偽造や不正使用の有無が確認され、さらに、経営者への知的財産権に関する教育や商標表示の正しい知識の伝達も行われた。

今後の取り組みとして、これら3地域は合同での法執行行動を継続し、特許や商標の侵害行為に対する調査や処分を強化する方針。手がかりの収集、証拠の移送、情報共有、共同調査などの協力体制を更に強化し、商業地域や電子商取引プラットフォームなどの知的財産権保護を重点的に行う。

さらに、情報化手段、特にインターネットを活用した監視や苦情通報プラットフォームの導入を進めるとともに、裁判所や公安、検察などの関連部門との連携を強化。これにより、行政法執行と刑事司法の効果的な連携を促進し、知的財産権の保護を一層強化する方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 25 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sc/202310/1981999.html>

○ 多国籍企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 8割以上の外資系企業、中国のビジネス環境を「満足またはそれ以上」と評価★★★

10月31日、中国国際貿易促進委員会(CCPIT)が「2023年第3四半期中国外資ビジネス環境調査研究報告書」を発表した。同報告書によると、調査対象の外資系企業の8割以上が中国のビジネス環境を「満足またはそれ以上」と評価をした。外資系企業は中国市場の最大の発展チャンスとして、「技術イノベーション及び研究開発」を3四半期連続で指摘している。

CCPITの張鑫報道官によると、今年7~9月、同委員会が700社の外資系企業を対象にアンケート調査を実施した。回答した外資系企業のうち、67%は製造業企業で、64%は零細企業だった。

産業チェーンから見ると、調査を受けた7割の外資系企業は中国での産業チェーンの配置は「安定維持」と答え、全体に占める割合は第2四半期(4~6月期)より4.57ポイント上昇した。また、中国での経営の現状と見通しについて、8割の外資系企業は今年度の利益が「前年比横ばいかやや伸びる」と予測し、約9割は向こう5年間の投資利益率が「横ばいかやや伸びる」との見方を示した。

(出典：中国政府網 2023 年 10 月 31 日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202310/content_6913020.htm

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国の中央企業、121.6 万件の専利を保有＝特許 4 割強★★★

中国の国家発展の基盤となる中央企業が、専利（特許、実用新案、意匠）取得の面で顕著な進歩を遂げている。2022 年末のデータによると、中央企業は 121 万 6000 件の有効専利を保有しており、そのうち、特許は 41.5%の 50 万 5000 件あった。中国国務院国有資産監督管理委員会（国資委、SASAC）の方磊氏が 26 日、政策定例記者会見で発表した。中央企業は、中国の科学技術イノベーションの推進力として注目されている。

国資委は、中央企業が高価値特許をさらに発展させるため、国家知識産権局と連携し、高価値特許業務に関するガイドラインを制定する方針を明らかにした。特に重要な業界分野における高価値特許の育成を目指すとしている。さらに、先進的な特許技術が業界標準や国家標準、さらには国際標準へと広がるよう促進し、企業が国家特許集約型製品認定プラットフォームへの登録を進め、特許集約型製品の普及と応用を推進することで、特許の実質的価値の実現を促進するとしている。

このような動きは、中国の特許戦略が単に数量的な増加だけでなく、質の向上と実用化にも焦点を当てていることを示しており、国内技術革新の加速に寄与することが期待されている。

（出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 30 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202310/1982128.html>

○ その他知財関連

★★★1. 中国、「一帯一路」科学技術交流大会を初開催へ★★★

国務院新聞弁公室が 10 月 30 日に行った記者会見で明らかになったところによると、第 1 回「一帯一路」科学技術交流大会が 11 月 6、7 日に重慶市で開催される。「イノベーションの道を共に築き、協力と発展を共に推し進める」をテーマに掲げ、政府間の科学技術協力から人文的交流、産業革新、科学研究モデルの変革、未来医学、開放的な科学とビッグデータといった幅広い議題が話し合われる予定。

この大規模な大会は、中国科学技術部、中国科学院、中国工程院、中国科学技術協会、そして地元重慶市と四川省の共同主催のもと、多数のセッションとイベントが準備されている。開幕式には、閣僚会議を含む全体大会が組み込まれ、70 カ国以上の国と国際組織から 300 名以上の専門家やゲストが出席する見通し。

科学技術部の張広軍副部長によると、大会においては「一帯一路」イニシアティブ下での科学技術イノベーション協力の現状を取りまとめた報告書が発表されるほか、80 件以上の協力事例を紹介する展示会も開催され、参加国々の連携の成果を示す場になると予測されている。

今年は「一帯一路」共同建設イニシアティブ 10 周年に当たる。各方面の共同参加と推進を受け、科学技術協力メカニズムがこの 10 年にわたり深化し続け、科学研究者の交流がより頻繁になり、科学技術協力の成果が日増しに豊富になった。

(出典：中国政府網 2023 年 10 月 30 日)

https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202310/content_6912725.htm

★★★2. 中央広播電視総台、世界知的所有権機関と協力意向書に調印★★★

スイス・ジュネーブで 26 日、中国中央広播電視総台（CMG）と世界知的所有権機関（WIPO）が協力意向書の調印式を行った。両組織は知的財産権の保護と広報の強化、国際交流活動の展開において連携を深めることで合意した。

この式典で、CMG の慎海雄台長と WIPO のダレン・タン事務局長がそれぞれ代表として署名を行った。慎海雄氏は「CMG と WIPO との協力は 50 周年を迎え、中国政府は知的財産権の重要性を強く認識している。CMG は著作権の保護と普及の推進者であり、受益者でもある。人工知能やデジタル技術の進化に伴うチャンスと課題への取り組みにおいて WIPO との協力を強化したい」と述べた。

ダレン・タン氏も「CMG との連携を強化し、公平でバランスの取れた知的財産権の国際ルールを共同で築くことを期待している」との意向を示した。

今後、双方は協力意向書に基づき、知的財産権の国際ルールの構築や著作権保護意識の普及活動を推進。特にインターネット環境下での著作権の課題に対しての取り組みを強化していくこととしている。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 27 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202310/1982091.html>

★★★3. 全国弁護士協会の知財専門委員会が深センで業務交流会を開催★★★

中華全国弁護士協会の知的財産権専門委員会は、10 月 21 日と 22 日の 2 日間、広東省深センで業務交流会を開催した。この会議は「高品質な発展と知的財産権サービスの革新」をテーマに掲げ、国内の知的財産権の専門家が集まり、その発展とサービスの向上を目指して討論を行った。

メインセッションに加え、著作権法、専利法、商標法、競争法、営業秘密の 5 つの分野において、サブセッションが設けられた。これには、中華全国弁護士協会の委員や広東省、広州市、深セン市の各弁護士協会の委員を含む、約 500 名の専門家が参加した。

今回の交流会は、中国における知的財産権のサービス業が直面している課題を解決し、産業の革新と経済の高品質な発展を推進するためのプラットフォームを提供するものとなった。参加者たちは、法律専門家としての役割を再認識し、グローバルな競争が激化する中で、中国の知的財産権の保護と利用における専門性をさらに深めることで一致した。

(出典：中国保護知識産権網 2023 年 10 月 27 日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/yygl/202310/1982087.html>

=====

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日

系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。
主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。
ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。
なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved